**医療機関、調剤薬局の皆さまへ**

**本書を持参した職員は、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）に対し公務（通勤）災害認定請求を行う予定です。**

**認定に必要な診断書等書類の発行にご協力をお願いいたします。**

**診療費及び診断書料は、公務（通勤）災害に該当する場合は基金からお支払いいたしますので、請求については認定決定されるまでお待ちくださいますようお願いいたします。**

**１ 公務災害認定用の診断書**

公務災害認定請求の際、診断書が１通必要となります。診断書の様式は定めておりませんので、各医療機関で使用している様式に次の内容を記載し、職員にお渡しください。

①傷病名　（確定診断のみ、疑いは不可）

②療養見込み期間

③初診日

認定用の診断書は同傷病につき１通のみ基金の支払対象となりますので、初診の病院で既に発行している傷病については、転医先で重複して発行しないようご留意願います。

診断書料は、公務災害として認定された後、療養費とともに基金に請求してください。なお、地方公務員災害補償法の規定に基づく医療につきましては、消費税法第６条別表第１第６号トにより非課税扱いとなります。

**２　認定結果について**

公務上の災害と認定された場合は、職員が療養補償請求書等の必要書類を持参いたします。

認定された傷病以外に対する治療は、共済組合員証を使用した受診になります。

**地方公務員災害補償基金岩手県支部**

**〒020-0023　盛岡市内丸1１番1号　盛岡地区合同庁舎**

**岩手県総務事務センター内**

**℡019-629-5077 　Fax 019-651-5777**